

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、以下に掲げる経営基本方針を実現し、株主の皆様をはじめ顧客、従業員、地域社会等のステークホルダーの期待に応えるため、透明性・公正性を高めて経営を監督して、変動する社会・経済環境に対応すべく迅速・果敢な意思決定を行う仕組みとしてのコーポレート・ガバナンスを整備、改善していくことが、重要であると考えております。

【経営基本方針】

当社のコーポレートアイデンティティは「すべての産業界へ革新的なストラクチャードファイナンスの効用を浸透させる」であります。金融環境の変化に応じた先端的・革新的な金融商品や「仕組み」を作り、多様化する顧客のファイナンス・ニーズに対応するとともに、顧客の企業価値、資産価値の最大化を通じて、関係するすべてのステークホルダーの満足を実現して参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2 招集通知早期発送、発送前のウェブサイト掲載】

当社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知を会社法が規定する発送期限より早期に発送するよう努めております。また、招集通知を発送する前に、当社のウェブサイト及び東京証券取引所・適時開示情報閲覧サービスにおいて開示しております。2020年12月開催の第26期定時株主総会の招集通知につきましては、株主総会開催日の18日前(法定期日の1営業前)発送となりました。当社は9月30日が決算期のため定時株主総会期日が年末となることから、株主様の株主総会出席の便を考慮して毎年12月20日前後を開催日としていることや、招集通知に記載する情報の正確性の担保するためにこのような日程を設定してきましたが、今後は法的期日の3営業日前までに招集通知を発送できるよう体制構築を進めてまいります。

【補充原則1-2 議決権行使プラットフォーム利用、招集通知の英訳】

招集通知の英訳については、当社の株主における外国法人等の比率が低いため、これまで行ってきませんでした。日本の株式市場全体における外国法人等の株式保有比率を鑑みて、英訳を検討してまいります。なお、議決権の電子行使については、当社は個人株主比率が高いため、スマートフォンを使って議決権行使が簡単にできるスマート行使を導入しております。

【補充原則4-1 最高経営責任者の後継者計画の監督】

当社は、最高経営責任者である代表取締役社長の後継者計画・後継者の育成については、重要な課題であると認識し、当社の事業特性や経営環境、経営戦略等を踏まえ、取締役会で十分な時間をかけて議論し、検討してまいります。

なお、当社では現段階において、経営幹部候補者については、早い段階から経営経験を積ませ、経営感覚を養う機会を設けるなど、その育成に努めております。

【補充原則4-2 経営陣の客観性・透明性ある手続に従った報酬制度の設計、具体的な報酬額の決定】

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の基本報酬については、取締役会の授権を受けた代表取締役社長が、株主総会で承認された金額を上限として、各取締役(監査等委員である取締役を除く。)毎に、全体業績に対する経営責任、業務執行責任等について評価した上で原案を作成し、社外取締役である常勤監査等委員がその算定根拠等の妥当性を確認して、代表取締役社長はこの確認後の内容によって決定しております。

これにより、公正性・透明性・客観性は確保されているため、取締役会において取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個別の基本報酬の決定はしていません。

【補充原則4-10 任意の指名委員会・報酬委員会の設置】

当社は取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指名に関して、代表取締役社長が原案を作成後、社外取締役の助言を得て取締役会に提案し、決定しており、公正性・透明性・客観性は確保されております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の基本報酬については、上記【補充原則4-2】に記載の手続きにより決定しており、株式報酬型ストックオプションについては、基本報酬の額にそれに対する退職慰労金積立額相当額の計算のための一定の割合を乗じたものとして取締役会の3分の1以上を占める社外取締役が出席する取締役会で決定しており、公正性・透明性・客観性は確保されております。

これらのことから、任意の諮問委員会は必要なく、現行の仕組みで適切に機能していると考えています。

【補充原則4-11 取締役会全体の実効性の分析・評価と開示】

各取締役が自己の職務の遂行状況並びに取締役会による経営の監督の実効性及び適正性について自己評価を行い、これに基づき、取締役会が取締役会全体の実効性について分析・評価を行うとともに、その結果の概要を開示していくことを検討してまいります。

【原則4-14 取締役・監査役の実効性の分析・評価と開示】

【補充原則4-14 取締役・監査役の実効性の分析・評価と開示】

当社は、企業経営、会計、経営管理、投資事業など各分野における実績、経験を有している者を取締役に選任しております。今般、トレーニングの方針を決定しましたので、今後、具体的な実施状況を含め、開示していくことを検討いたします。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、2018年5月28日に中期経営計画を策定・公表しましたが、事業環境の変化が生じたことを踏まえ、2019年11月8日に2020年3月を目途に

計画を見直すことを決定しました。しかしながら、2020年に入ってから新型コロナウイルス感染症が拡大したことにより、この見直しを取り止め、新たな中期経営計画の策定は、感染症の収束後、改めて検討することとしました。
当社は単年度の経営計画は策定・公表しておりますが、持続的な成長を実現していくためにも、中期的な視点に立った経営ビジョンの策定や戦略立案が重要であると考えております。今後は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況やその他の事業の状況を踏まえ、中期経営計画を検討していきたいと考えておりますが、投資銀行事業の特性上、個々の投資案件のエグジットの成否が業績に与える影響が大きいことや、企業投資による連結の範囲の変更が連結業績に大きな影響を与えることから、業績数値目標による中期経営計画については、慎重に検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方や枠組みを定めた「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定しています。内容は、以下の当社ウェブサイトに掲載しています。

* 当社ウェブサイト コーポレートガバナンスに関する方針および実施状況
「コーポレートガバナンス・ガイドライン」
<http://www.fgi.co.jp/company/governance/>

コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示事項は以下のとおりです。

【原則1-4 政策保有株式】 当社ガイドライン第22条
当社は、政策保有株式として上場株式を保有しない方針としています。

【原則1-7 関連当事者間の取引】 当社ガイドライン第25条
当社は、当社の取締役等の関連当事者との間で取引を行う場合には、株主の利益を害することのないよう、関連当事者取引管理規程等に従い、法務・コンプライアンス部、事業統括部及び経理財務部において、取引の必要性、取引条件およびその決定方法の妥当性について、事前に確認しています。当該取引が当社取締役との利益相反取引である場合には、取締役会規程等に従い、取締役会の承認を得ることとなります。また当社は、年1回、取締役及び執行役員から、関連当事者との取引の有無に関する調査の確認書の提出を受け、管理する体制をとっており、関連当事者との取引は、会社法及び金融商品取引法その他の適用ある法令等に従って開示しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、企業年金基金制度はありません。なお、従業員の安定的な資産形成を目的として、企業型確定拠出年金制度を導入しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画 (当社ガイドライン第2条)
経営理念等 : 本報告書「1. 基本的な考え方」に経営基本方針を記載しております。
経営戦略、経営計画 : 経営戦略及び単年度の経営計画を記載した決算説明資料や有価証券報告書を、以下の当社ウェブサイトに掲載しております。
<http://www.fgi.co.jp/ir/library/>

(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針 (当社ガイドライン第2条)
基本的な考え方は本報告書の「1. 基本的な考え方」に記載のとおりであります。
基本方針は、コーポレートガバナンス・ガイドラインとして制定しております。

(iii) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定する際の方針と手続 (当社ガイドライン第16条)
本報告書の「II 取締役報酬関係 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりであります。

(iv) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の方針と手続 (当社ガイドライン第10条)
1. 当社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)候補者は、性別・国籍などの個人的属性に関わらず、当社の業務や事業領域に精通し豊富な経験・実績があることや、リーダーシップ、判断力、決断力、先見性などを総合的に勘案して、中長期的な企業価値向上に貢献できる者を選定します。
2. 当社の社外取締役候補者は、性別・国籍などの個人的属性に関わらず、優れた人格、高い倫理観を有するとともに、当社の経営基本方針等を理解し、企業経営の経験や財務、会計、法律等の知識に基づき、社外の独立した立場から経営を監督して、的確な指摘、助言等を行うことができる者を選定します。
3. 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は、上記1. または2. の基準により、代表取締役社長が原案を作成後、社外取締役の助言を得て取締役会に提案し、決定します。
4. 取締役に法令違反等があった場合またはその職務に関し任務懈怠が認められる場合は、取締役会で解任について審議します。また、代表取締役社長については、会社の業績等について外部環境の変化等を考慮した適切な評価を踏まえ、その機能を十分に発揮していないと明らかに認められる場合には、取締役会においてその解任について審議します。

(v) 上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
当社は、取締役候補者(監査等委員である取締役候補者を含む。)として指名した個々の理由及び必要な略歴等を、株主総会招集通知にて開示しています。

【補充原則4-1 経営陣に対する委任の範囲の概要】 (当社ガイドライン第4条(2))
重要な業務執行の決定については、法令により取締役会の専決事項として定められた事項、一定額以上の投融資、組織変更等を除き、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に委任しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】 (当社ガイドライン第10条第2項、第11条)
当社の社外取締役候補者は、性別・国籍などの個人的属性に関わらず、優れた人格、高い倫理観を有するとともに、当社の経営基本方針等を理解し、企業経営の経験や財務、会計、法律等の知識に基づき、社外の独立した立場から経営を監督して、的確な指摘、助言等を行うことができる者を選定しています。
独立社外取締役を選任する際の判断基準は、東京証券取引所の定める独立性判断基準等を参考として、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じる恐れのない者としています。

【補充原則4-11 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】
(当社ガイドライン第5条)

1. 取締役会は、十分な議論を尽くしたうえで、迅速で合理的な意思決定をすべく、取締役(監査等委員である取締役を除く。)を4名以内、監査等委員である取締役を5名以内としています。
2. 取締役会は、当社の重要事項の決定と監視・監督の役割を果たすため、取締役会全体として多様な知見と経験がバランスよく備わるように考慮した構成としています。
3. コーポレートガバナンスの実効性を高めるため、取締役の3分の1以上を独立社外取締役としています。

【補充原則4 - 11 役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況】

当社は、取締役候補者及び取締役の重要な兼職の状況を、「株主総会招集ご通知」の参考書類及び事業報告並びに有価証券報告書等の開示書類において毎年開示しております。

【補充原則4 - 14 取締役・監査役のトレーニングの方針】 (当社ガイドライン第8条)

1. 当社は、取締役が重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、それぞれに適合したトレーニングの機会を提供し、それに必要な費用を負担します。
2. 当社は、社外取締役を含む取締役に対し、就任時に経営を監督する上で必要な当社の事業・財務・組織及び内部統制システムや、法律・コーポレートガバナンスなどに関し知識を習得する機会を提供するとともに、就任後には、必要に応じて、これらを更新する機会や社外有識者による講義等の機会を提供します。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】 (当社ガイドライン第26条第1項)

当社は、以下のとおり、株主との対話に関する方針を定め、合理的な範囲で株主との建設的な対話の充実を図ります。

- (1) 当社は、IR担当の取締役(監査等委員である取締役を除く。)を指定し、株主との間で建設的な対話を行い、代表取締役社長をはじめとする業務執行取締役も必要に応じてこれに出席する。この事務局は事業統括部に置く。
- (2) 株主総会のほか、個別面談や説明会の開催、ウェブサイト上での開示資料等により、情報発信の強化に努める。
- (3) IR担当の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、これらの対話を社内の各部署と連携して行う。また、株主との対話で得られた意見等を、取締役会にフィードバックするよう努める。
- (4) 当社は、未公表の重要情報が一部の市場関係者のみに開示されないように、関係者に対して内部者取引管理規程の周知、徹底を図る。四半期毎の決算日翌日から決算発表日まで、決算情報に関する対話を控える「沈黙期間」とする。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
玉井 信光	10,095,500	5.02
株式会社CAT-MY	10,000,000	4.97
藤井 優子	3,576,400	1.78
SBI証券株式会社	2,942,500	1.46
松井証券株式会社	2,522,700	1.25
楽天証券株式会社	2,281,700	1.13
田村 直丈	1,806,000	0.90
青島 正章	1,708,000	0.85
ロバート・ハースト	1,634,300	0.81
小松 秀輝	1,502,000	0.75

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第二部
決算期	9月
業種	その他金融業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
川崎 史顯	他の会社の出身者													
太田 健一	他の会社の出身者													
鈴木 健次郎	他の会社の出身者													
大山 亨	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川崎 史顯			川崎史顯氏は、1968年から2000年まで日本生命保険相互会社に勤務してしました。当社は、同社と生命保険、確定拠出年金等に係る取引が年間21百万円あります。また、同氏は2015年12月から2019年12月に当社社外監査役に就任しておりましたが、その就任前に営業全般に関する助言及び相談業務を受嘱しておりました。	川崎史顯氏は、生命保険会社を経て損害保険会社の経営に携わり、企業経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しております。また2015年12月より当社の常勤監査役として、その経験や見識をもとに様々な角度から監査を行って来ました。これらの経験と実績を引き続き当社の監査等に活かしていただくことを期待して監査等委員である社外取締役としております。

太田 健一			太田健一氏は、2002年9月まで当社の取引銀行である株式会社みずほ銀行に在籍していましたが、既に同社を退職してから18年経過しており、同氏の独立性に問題はありません。	<p>太田健一氏は、ベンチャーキャピタルにおいて長年多くの企業成長を支えてきました。この経歴に加え、国立研究開発法人科学技術振興機構の「A-STEP」「NexTEP」プログラムにおける財務系評価委員を務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。これらの経験、知見を投資銀行事業を営む当社の監査等に活かしていただくために、監査等委員である社外取締役としております。</p> <p>同氏は東京証券取引所が定める「独立性基準」には抵触せず、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しております。</p>
鈴木 健次郎			鈴木健次郎氏は、当社と顧問契約を締結してコンプライアンスに関する相談、助言及びリスクマネジメント・コンプライアンス委員会の委員の業務を2018年4月から2020年12月まで受嘱しておりますが、当該顧問契約の報酬額は月額30万円であり多額ではないため、同氏の独立性に問題はございません。	<p>鈴木健次郎氏は、金融行政及び金融業界における要職を歴任するなど豊富な経験があり、財務、会計及び法務に関する知見など幅広い見識を有しております。また、現在、当社のリスクマネジメント・コンプライアンス委員会において外部専門家の委員として出席しており、コンプライアンスに関するご提言をいただいております。これらの経験、知見により投資銀行事業を営む当社の経営全般に適宜助言又は提言をいただくために、監査等委員である社外取締役としております。</p> <p>同氏は東京証券取引所が定める「独立性基準」には抵触せず、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しております。</p>
大山 亨				<p>大山亨氏は、証券会社の公開引受部や株式上場コンサルタントとして、長年、株式公開指導に当たっており、豊富な業務経験を通して、財務・会計に関する相当の知見を有しております。それらに基づき、客観的・中立的な立場から当社経営の監査・監督をおこなっていただくため、監査等委員である社外取締役としております。</p> <p>同氏は東京証券取引所が定める「独立性基準」には抵触せず、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しております。</p>

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	0	4	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員会から求めがある場合には、速やかに監査等委員会の職務を補助する監査等委員会スタッフを置くこととしております。当該スタッフは、内部監査室(専任1名、兼任2名)が中心となり、内部監査等との兼任で監査等委員会の職務を補助しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の執行にあたり、内部監査部門と緊密な連携を保ち、内部監査部門の実施する監査毎に報告を受けるものとしております。

また、当社及び子会社の㈱ムーミン物語は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法等に基づく監査を委嘱しております。海外子会社であるSGI-Group B.V.は、同監査法人と同一のネットワークに属しているアーンスト・アンド・ヤングのメンバーファームに監査証明業務を委嘱しております。

監査等委員会及び内部監査部門は、会計監査人から四半期ごとに報告を受けるなど、積極的に意見及び情報の交換を行い、監査の質的向上を図っております。

経理部門は、会計監査人に個別案件ごとの会計処理の適切性や会計基準の準拠性の事前確認などを行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対し、株式報酬型ストックオプションを付与しており、単年度の業績のみならず、中・長期的な業績向上に注力することを期待しております。

ストックオプションによる報酬等の額は、年額37,500千円以内であり、退職慰労金の性格に鑑み、取締役に対する固定報酬の額にそれに対する退職慰労金積立額相当額の計算のための一定の割合を乗じたものとしております。付与される新株予約権には、長期インセンティブとして、取締役等を退任しないと権利行使ができない旨の条件を付し、株式1株当たりの払込金額を1円とし、当社普通株式の交付を受けることができる内容となっております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明

取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する株式報酬型ストックオプションについては、「取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況」としております。

当社従業員、子会社の取締役・従業員に対しては、業績向上に対する意欲や士気を一層高め、中長期的な企業価値向上のための有効なインセンティブの一つとして通常型のストックオプションを、職位に応じて、付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

2020年9月期に係る当社の取締役、監査役に対する報酬等の額は以下のとおりです。

取締役(社外取締役を除く。)	92百万円(基本報酬)	(ストックオプション)	92百万円(報酬等の総額)	対象となる員数4名
監査役(社外監査役を除く。)	(基本報酬)	(ストックオプション)	(報酬等の総額)	対象となる員数 -
社外役員	25百万円(基本報酬)	(ストックオプション)	25百万円(報酬等の総額)	対象となる員数4名

上記には、当社子会社の取締役を兼任している取締役に対する、当社子会社から支払われている報酬は含まれておりません。

2001年9月25日開催の臨時株主総会に基づく取締役の報酬額は、年額500百万円以内であります。

また、2007年12月20日の定時株主総会において、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額および具体的な内容決定の件について決議しており、当該報酬等の額は年額75百万円以内であります。

また、2019年12月19日開催の第25期定時株主総会の決議により、当社は監査等委員会設置会社に移行しており、同定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の基本報酬は年額250百万円以内(同定時株主総会終結時点における取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は2名(うち社外取締役は0名))、監査等委員である取締役の報酬額は年額100百万円以内(同定時株主総会終結時点における監査等委員である取締役の員数は4名)と、それぞれ決議しております(定款上の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数の上限は4名、監査等委員である取締役の員数の上限は5名)。また、同定時株主総会において、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役

を除く。)に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、年額37,500千円以内と決議しております(同定時株主総会最終時点における取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の員数は2名)。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の基本方針は、以下の通りです。

- ・当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促進し、短期のみではなく中長期的な業績向上への貢献意欲を高める報酬制度とする。
- ・優秀な人材を確保・維持するために相応しい報酬水準とする。

取締役(業務執行取締役。以下、本項において同じ。)の報酬は、基本報酬(固定報酬)、株式報酬型ストックオプションで構成しており、業績連動報酬は採用していません。監査等委員である取締役については、基本報酬(固定報酬)のみで構成しております。

<基本報酬>

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、実績、前年度の全体業績に対する経営責任、業務執行責任等、他社水準、従業員給与とのバランス等を総合的に勘案して決定しております。代表取締役社長は取締役会決議によりその具体的内容について委任をうけ、各取締役を評価して原案を作成し、社外取締役である常勤監査等委員がその算定根拠等の妥当性を確認して、代表取締役社長はこの確認後の内容によって決定しております。

監査等委員である取締役の報酬については、常勤と非常勤の別、業務の分担等を勘案し、監査等委員である取締役の協議の上決定しております。

<株式報酬型ストックオプション>

株式報酬型ストックオプションは、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として取締役に割り当てるものであります。

長期インセンティブとするため、取締役等を退任しないと権利行使ができない旨の条件を付し、株式1株当たりの払込金額を1円とし、当社普通株式の交付を受けることができる内容とします。当該ストックオプションの報酬等の額は、退職慰労金の性格に鑑み、取締役の基本報酬の額にそれに対する退職慰労金積立額相当額の計算のための一定の割合を乗じたものとし、個人別の割当する新株予約権の数等を取締役会で決議しております。

【社外取締役のサポート体制】

当社は、社外取締役が独立した立場から経営への監視を的確かつ有効に実行できる体制を構築するため、内部監査部門、内部統制部門との連携の下、必要の都度、経営に関わる必要な資料の提供や事情説明を行う体制をとっております。また、取締役会で充実した議論を行うために、取締役会事務局が社外取締役に対して、取締役会の決議及び報告事項に関する事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

・当社は、監査等委員会設置会社であります。

・取締役会は、以下の議長及び構成員の計8名で構成されております。原則として毎月1回定例取締役会を、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催して、経営の基本方針、経営戦略等の経営に関する重要事項及び各種法令で定める事項について審議・決定するとともに重要事項の報告がなされ、個々の取締役の業務執行状況の監督を行っております。なお、当社は、定款の定め及び取締役会の決議に従い、法令により取締役会の専決事項として定められた事項、一定額以上の投融資、組織変更等を除き、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に重要な業務執行を委任しております。

議長：玉井 信光(代表取締役社長)

構成員：鷺本 晴吾(取締役副社長)、千田 高(取締役)、吉岡 尚子(取締役)

川崎 史顯(社外取締役 常勤監査等委員)、太田 健一(社外取締役 監査等委員)

鈴木 健次郎(社外取締役 監査等委員)、大山 亨(社外取締役 監査等委員)

・監査等委員会は、以下の委員長及び構成員の計4名で構成されており、全員が社外取締役であります。監査等委員は、監査等委員会で定めた監査基準及び監査計画に従い、取締役会等の重要会議への出席のほか、常勤の監査等委員の経営会議への出席、株主総会における取締役(監査等委員である取締役を除く。)の選任、解任、報酬に関する意見陳述権の行使等を通じて、取締役の職務執行の監査・監督を行います。

委員長：川崎 史顯(社外取締役 常勤監査等委員)

構成員：太田 健一(社外取締役 監査等委員)、鈴木 健次郎(社外取締役 監査等委員)

大山 亨(社外取締役 監査等委員)

・当社は経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、意思決定の迅速化と業務執行体制の強化を図ることを目的として執行役員制度を導入しております。

・経営会議は、業務執行取締役、常勤監査等委員である取締役、執行役員、必要に応じて執行部門の部門長及び子会社の取締役等が参加して、個別の業務執行状況の報告や今後の具体的施策に関する協議等を行っております。

議長：玉井 信光(代表取締役社長)

構成員：鷺本 晴吾(取締役副社長)、千田 高(取締役)、吉岡 尚子(取締役)

川崎 史顯(社外取締役 常勤監査等委員)、執行役員、他

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社が、監査等委員会設置会社を選択している理由は、以下の通りです。

コーポレート・ガバナンスの強化

監査等委員会設置会社では、過半数が社外取締役である監査等委員が取締役会において議決権を有することにより、外部意見を取り入れ、取締役会の監督機能を強化できると考えております。また、監査等委員会において、業務執行取締役の選任、報酬の妥当性についての検証を行うことも含め、経営全般の監督を行うことで、経営の透明性を向上させ、コーポレート・ガバナンスの充実に図ることができます。

業務執行の機動性向上

監査等委員会設置会社は、重要な業務執行について、一定の条件の下で取締役会の決議により取締役へ委任することで、業務執行の機動性が向上し、急速に変化する事業環境に対応することが可能となります。また当社では、取締役会において、中長期を含む経営戦略等の議論を更に充実させることで、企業価値の向上を目指しております。

なお、当社グループの本業である投資銀行事業の人員数や、事業規模等に照らし、業務執行取締役をコンパクトな人員数とするとともに、コーポレート・ガバナンスの実行性を一層高めるため、取締役の3分の1以上を社外取締役としています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期は9月30日であり、毎年12月に株主総会を開催しております。日本では一般的に3月決算の会社が多く、6月末に株主総会が集中いたしますが、当社はそれに該当いたしません。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の行使を導入しております。2018年9月期の定時株主総会よりスマートフォンでQRコードを読み取ることにより、ID・パスワード不要で議決権行使を簡単にできる「スマート行使」を導入しています。
その他	2020年12月22日に開催した第26期定時株主総会においては、招集通知の発送に先駆け、同年11月26日に当社ホームページにおいて招集通知を早期掲載いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、毎年定期的に個人投資家向けの説明会を開催しております。2020年の個人投資家向けの説明会については3月に開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大により中止となったため、同月にウェブ上でIR会社説明会をIR担当部門長が説明者となり開催いたしました。なお、開催後、質問を受け付け、回答はウェブ上で公開しました。	なし
IR資料のホームページ掲載	ホームページURL: http://www.fgi.co.jp/ において、IR情報(投資者向け情報)として、IRニュース(適時開示資料)、財務ハイライト、IRカレンダー、IRライブラリー、株主メモ、電子公告を掲載しております。また、IR情報ではIRに関するメール配信サービスの登録ができます。事業案内では、当社グループの事業内容並びに投資先企業の紹介等の情報を随時更新しており、事業内容、経営成績及び財政状況の閲覧が可能となっております。英文のサイトも同様に用意しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署名: 事業統括部 IR担当役員: 取締役副社長 上席執行役員 鷲本 晴吾	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	FGIグループコンプライアンス規範やFGIグループ行動規範において、各種ステークホルダーとの関わりについて基本的な行動の規範を定めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システム構築の基本方針を、以下のとおり定めております。

1. 取締役及び使用人(以下総称して「役職員」という。)の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

フィンテック グローバル株式会社(以下「FGI」という。)は、FGI及びその子会社からなる企業集団(以下「FGIグループ」という。)の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、次の体制を整備する。

(1) FGIグループは「FGIグループ 行動規範」及び「FGIグループ コンプライアンス規範」を定め、FGIグループの役職員が研修や日々の職務を通じて公正で透明性のある企業風土の構築に努める。

(2) FGIグループは、FGI及び主要な子会社にコンプライアンス担当部署を設置すると同時に、必要に応じてコンプライアンス上の諸問題を討議する委員会を有し、コンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかに当該担当部署、委員会または監査等委員会等へ報告する体制を構築する。また、FGI法務・コンプライアンス部が事務局となり、FGIグループ内のコンプライアンスやリスク管理の諸問題を討議するリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、法令、定款及びFGIグループ内の諸規程(以下「法令・定款等」という。)の遵守状況をモニタリングするとともに、FGIグループのコンプライアンス体制の随時見直しや取組みについて検討を行う。

(3) FGIは、FGIグループの職務実施状況の実態を把握するため、FGI取締役社長(以下「社長」という。)直轄の内部監査室を設置し、FGIグループの職務が法令・定款等に準拠して適正・妥当に行われているか定期的に内部監査を行い、その結果を社長、取締役会及び監査等委員会等に報告し、是正等の的確な対応を行う体制を構築する。

(4) FGIグループは、「FGIグループコンプライアンス規範」を定めるとともに、FGI及び主な子会社において「内部通報規程」を定め、FGIグループの役職員に周知する。これらの規程に基づく内部通報は、コンプライアンス部門及び監査等委員、社外弁護士等を通報窓口とし、報告者、相談者及び内部通報者の匿名性を確保することにより、円滑に通報や相談ができ、当該通報により報告者等に対して解雇その他、いかなる不利益取扱いを行わない仕組みを構築する。

(5) FGIは、FGIグループの役職員に信頼性のある財務報告の重要性の認識を促すとともに、連結ベースでの適正な財務報告を実現するため内部統制システムを構築する。また専門家などの情報を適切に入手した上で、事業の実態を反映するよう、会計方針を選択適用するとともに適切な会計処理を行い、適正な財務報告を実現する。

(6) FGIグループは反社会勢力との取引は行わず、また、反社会勢力との取引を行わないよう未然防止対策に努める。

2. 取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制

FGIは、「情報管理規程」に基づき、取締役の職務執行に係る情報を、その保存媒体に応じて検索し閲覧することができる状態で、適切に保存及び管理(廃棄を含む)する。

3. リスクの管理に関する規程その他の体制

(1) FGIは、「リスク管理規程」を定め、 から を含むリスクカテゴリー毎に所管部を定めてリスク管理を行う。すなわち当該所管部が各リスクに対する不断の予防体制を構築し、各リスクが顕在化した際には、必要に応じて緊急対策本部を設置し、適切な対応を行う。

信用リスク
コンプライアンスリスク
流動性リスク
オペレーショナルリスク

(2) FGIは、子会社におけるリスク情報の有無の把握に努め、子会社において重要なリスクが認識された場合には、直ちにその内容、損失の可能性の程度及びFGIグループに対する影響等について把握し、緊急対策本部はFGIのリスク管理規程に基づき適切な対応を行う。

(3) FGIは、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会において、リスク管理の組織または体制の整備、リスクに関する規程の策定、改定等のリスク管理に関する事項について検討を行う。

4. 取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制

FGIは、取締役間の連携を促し、その職務の執行が効率的に行われることを確保するため次の体制を整備する。

(1) 取締役会を月1回定時に開催し、必要に応じて適宜臨時取締役会または書面により取締役会を実施するほか、経営会議等目的に応じた会議体や委員会を通じて取締役間で審議、情報交換を行う。

(2) FGIは、効率的かつ機動的な業務執行のために取締役会の権限の一部を取締役へ委任する。取締役会の決定に基づく職務執行体制については、「組織規程」に基づく「稟議規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」において各職務の責任者となる取締役及びその職務範囲を定め、当該各取締役がこれを執行するものとする。

(3) 取締役が持つ経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、意思決定の迅速化と業務執行体制の強化を図ることを目的として、執行役員制度を導入する。

5. FGIグループにおける職務の適正を確保するための体制

FGIグループは、FGIグループにおける職務の適正を確保するために次の体制を整備する。

(1) FGIグループは、職務の適正化を確保するために各社の職務運営に関する諸規程を定める。

(2) FGIは、子会社の職務の適正を確保するために子会社の監視・監督や子会社の職務の執行に係る事項のFGIへの報告に関する規程を定め、FGI担当部署は当該規程に従い、子会社に対する監視・監督を果たし子会社の営業成績・財務状況その他重要な情報について、定期的に当社へ

の報告が行われる体制を整備する。

(3) 必要に応じて、子会社の役員にFGIの役員が就任することにより、ガバナンスを確保する。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) FGIグループは、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。

(2) 内部監査部署は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

7. 反社会的勢力との取引の排除・防止のための体制

(1) FGIは「FGIグループコンプライアンス規範」を定め、反社会的勢力との取引の謝絶、未然防止についてFGIグループの役職員全員が高い認識を持った対応が行えるよう努める。

(2) FGIは反社会的勢力との取引防止のためFGIグループ共通の「反社チェック」制度を設け、FGIグループの役職員に周知・徹底の上、遵守させる。

8. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

FGIは、監査等委員会から求めがある場合には、速やかに監査等委員会の職務を補助する監査等委員スタッフを置くこととする。

9. 上記8.の使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

(1) FGIは、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関し、その独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等人事権にかかわる事項の決定については事前に監査等委員会の同意を得るものとする。

(2) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の当該補助職務に対する指揮命令権は、監査等委員会が有するものとし、取締役(監査等委員を除く。)からの指揮命令に服さないものとする。

10. 役職員が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

FGIは、役職員が監査等委員に報告するため次の体制を整備する。

(1) 役職員はFGIの職務、業績に影響を与える重要な事項または監査等委員会による指摘事項に関する対応の進捗状況等について監査等委員会に都度報告する。

(2) 監査等委員会はいつでも必要に応じて、役職員に対して報告を求めることができる。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

FGIは、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するために次の体制を整備する。

(1) 監査等委員は、社長その他の取締役または会計監査人とそれぞれ定期的にまたは必要に応じて意見交換する。

(2) 監査等委員は、内部監査担当部門や子会社の取締役または監査役等との情報交換、連携を密にするとともに、必要に応じて、子会社の監査役を兼務する。

(3) 監査等委員(常勤)は、適時かつ確に職務執行状況を把握するため、経営会議に出席する。また、その他の会議体の議事録、資料等を閲覧できる。

(4) 監査等委員は、必要に応じて、監査等委員の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタントその他外部アドバイザーに相談することができ、その費用は会社が負担するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

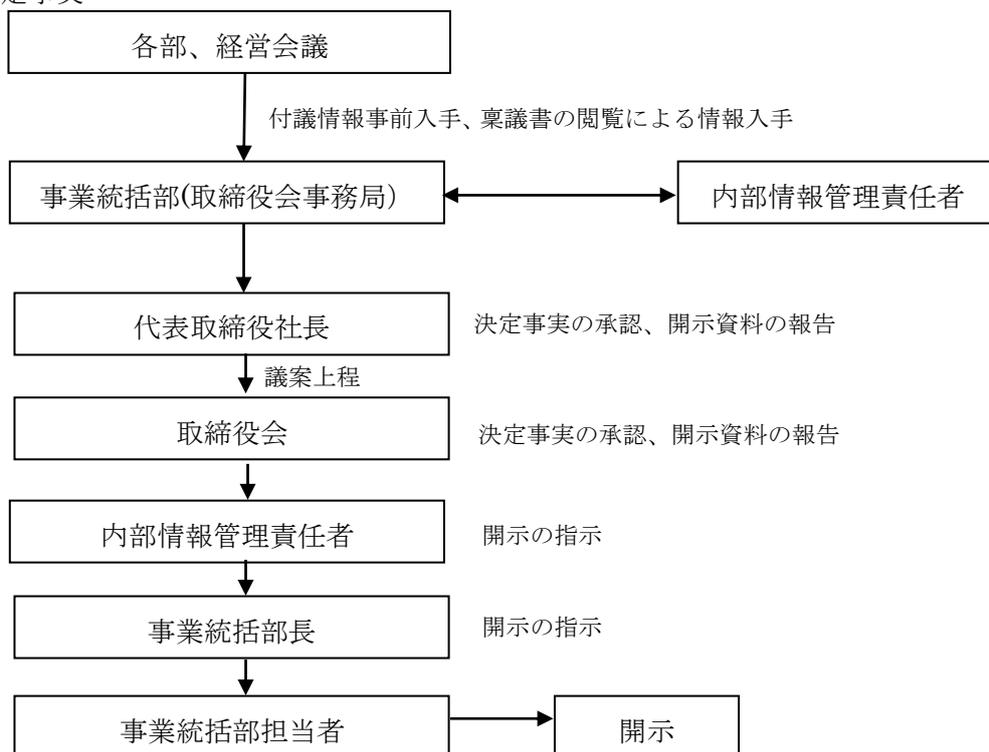
当社は、企業の社会的責任及び企業防衛の観点から、反社会的勢力との関係は一切持たないとの基本方針のもと、当社の「FGIグループコンプライアンス規範」で定められた反社会的勢力対応の一貫として反社会的勢力チェック体制を整備し、その運用を徹底、適宜その体制改善を図ること、反社会的勢力を一切排除する取り組みを実施しております。

具体的には、当社もしくは当社関係会社が行う取引について、原則として全取引先に対し、取引の事前及び定期的に、取引先及びその経営者等について調査を行うことを基本としております。また調査結果についてはデータベース化を行うことで情報の蓄積を図るとともに、必要に応じて外部専門家と連携するなど、体制の強化を図っております。

また、当社が締結する契約書等には、反社会的勢力であることが判明した場合は解除事由となる条項を設けるなど、様々な措置を講じており、万一そのような勢力からの接触・介入があった場合には、社内外で連携を図りながら毅然とした態度で対処する所存であります。

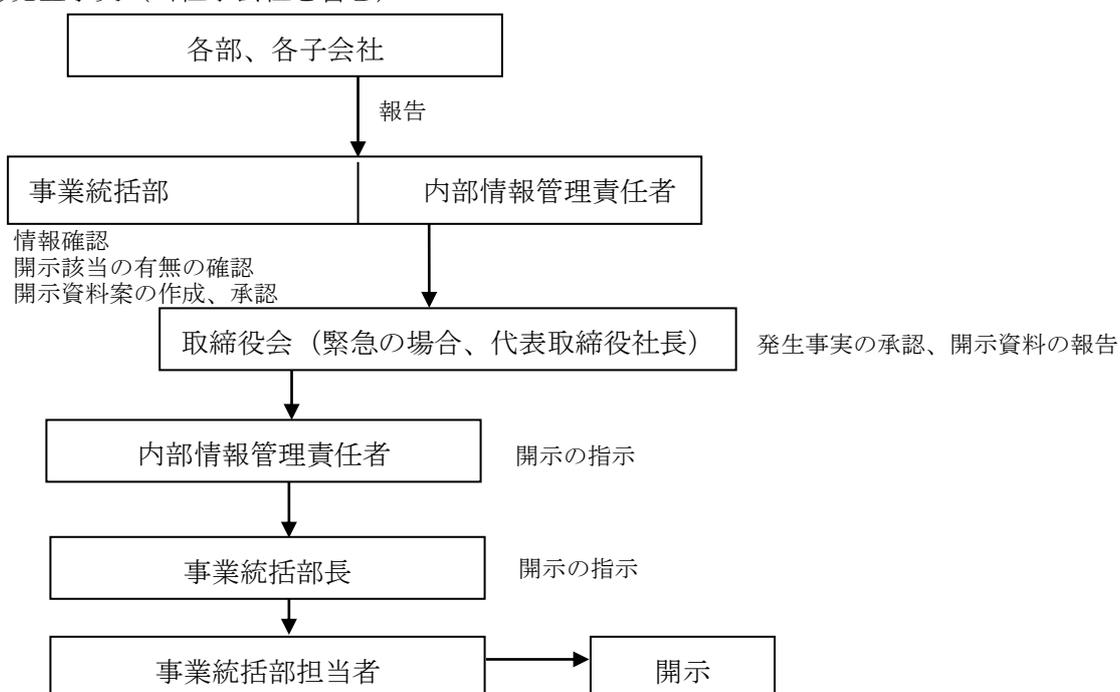
【開示フロー図】

① 決定事実

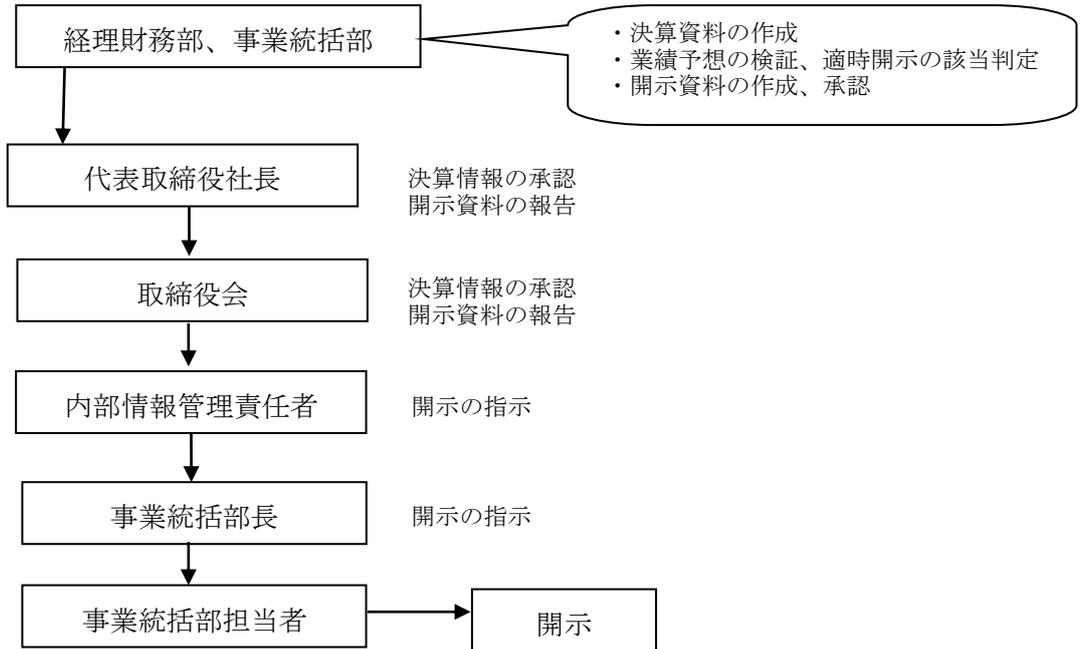


(決定事実が取締役に付議されない場合、当該決定事実を代表取締役社長が承認後直ちに、上記と同様の手続きで開示を行う。監査等委員会の決定事項については、事業統括部が監査等委員会と連携をとり、監査等委員会が承認後直ちに、上記と同様の手続きで開示を行う。)

②発生事実 (当社子会社を含む)



③決算情報



④子会社の決定事実

